

保育園における時間外保育料について

1. 時間外保育料の有料化について

時間外保育料の有料化に関して、市の意向を下記のとおり変更する。

	項目	市の意向	
		変更前	変更後
①	有料化 実施時期	平成28年4月1日	変更なし
②	単価設定	30分あたり100円	変更なし
③	上限設定	上限は設定しない	<u>上限を設定する</u> ・月負担額2,000円を上限 ※第2子は1,000円を上限
④	減免規定	保育園保育料に準じて、次のとおりとする。 (1) 多子軽減 第2子半額、第3子以降全額免除 (2) 低所得者に対する減免 ①保育料徴収基準額表の第1階層該当者（生活保護費受給者等） ⇒全額免除 ②保育料徴収基準額表の第2階層該当者（市民税所得割額・均等割額非課税）のうち、母子・父子家庭または在宅障害児（者）のいる世帯 ⇒全額免除	変更なし

2. 上限設定を行う理由

時間外保育を有料化している県内市における保護者負担額を考慮し、上限額を設定するもの。